

田原会計 NEWS

2024 年 1 月 16 日 (火)

〒400-0032

山梨県甲府市中央 5-5-19

田原会計事務所

TEL 055-225-3622 FAX 055-227-7714

Email tahara0423@tkcnf.or.jp

社会保険における 年収の壁・支援強化パッケージ

社会保険における年収の壁とは

社会保険の扶養から外れ、社会保険料負担が生じる年収の壁には、「106 万円の壁」と「130 万円の壁」があります。

「106 万円の壁」は、社会保険被保険者が 101 人以上(2024 年 10 月以降は 51 人以上)の企業のパート従業員で、週労働時間 20 時間以上、月額賃金 8.8 万円以上、2 か月以上勤務見込みで、学生でない方は、扶養から外れ、社会保険加入義務が生じるものです。

「130 万円の壁」は、通勤手当を含む年収が 130 万円 (60 歳以上と障がい者は 180 万円)を超えると、企業規模に関係なく扶養から外れ、社会保険加入義務が生じるものです。

社会保険非適用事業所では、国民健康保険料と国民年金保険料の負担が生じます。

年収が壁を超えないように就業調整が行われ、人手不足に拍車がかかっています。

「年収の壁・支援強化パッケージ」とは

社会保険被扶養者のパート従業員やアルバイトが年収の壁を超えると、保険料負担や配偶者手当が支給されなくなる等、手取り収入の減少を避けるための就業調整への支援策として、「年収の壁・支援強化パッケージ」が 10 月 20 日より実施されています。

支援パッケージの中身は、「106 万円の壁」に対応する①キャリアアップ助成金・社会保険適用時処遇改善コースと②社会保険適用促進手当の標準報酬算定除外に加え、「130 万円の壁」に対応する③事業主証明による被扶養者認定の円滑化の 3 点です。

①は、2025 年度末までに従業員に社会保険を適用させ、労働時間延長により従業員の手取り収入を増加(1・2 年目 15%以上、3 年目 18%以上)した事業主に 1 人あたり最大 50 万円を助成するものです。

②は、従業員の社会保険適用にあたり、事業主が社会保険適用促進手当を支給した場合、従業員の保険料負担額を上限に、手当を標準報酬の算定から除外するものです。

③は、一時的な収入の変動である旨の事業主証明により、年収 130 万円を超えても、連続 2 回(2 年間)まで引き続き被扶養者とする特例です。労働時間や労働日数の増加による一時的な収入の変動が要件で、昇給は対象外です。従業員(扶養者・被扶養者の両方)から問い合わせが多くなるものと予想されます。



就業調整で年末
のシフトは組み
にくい～